

人は、毎日様々な人と「コミュニケーション」とつながり生活をしている。社会活動の中で欠かせない活動は、「コミュニケーション」と言つても過言ではないだろう。ただ単に「コミュニケーション」といつても、様々な形がある。簡裁代理権を取得した司法書士は、法律家として、そして人として「コミュニケーション」について今まで以上に学ぶ必要があるのではないだろうか。私たちの活動は、「コミュニケーション」で成り立つてゐる。

法律家としての交渉力を高めるために —経験から学べるか—

大阪大学大学院OSIPP(国際公共政策研究科)教授

野村 美明

一・この論文の目的

法律家にとって、交渉は仕事の一部である。交渉が毎日の生活の一部となつていると、かえってこれを意識的に練習したり理論的に勉強したりする機会は少なくなるだろう。しかし、だれでも趣味のゴルフやテニスは

本を読んだり練習したりしてうまくなりたいと思っている。交渉の仕事はどうだろうか(注1)。交渉力が向上すれば、仕事の内容もやりがいもレベルアップするはずである(注2)。この論文は、交渉の理論と原則および交渉戦略について簡単な学問的分析を加え、交渉力を成り立たせているいくつかのポイントを

明らかにしようとしている。いかえれば、読者が交渉力のポイントのどこが弱いかを悟り、それを意識的に学習し、練習で交渉に関する二つの代表的な理

由の前提条件として、既存の思想を排して柔軟に学ぶことの大切さを強調する。三では、そこを意識的に学習し、練習できるような交渉力強化メニューを提供したい(注3)。

二ではまず交渉を分析するため、交渉という言葉の意味を明らかにする。つぎに交渉力を高める(自分を変化させる)ため

のジレンマ」ゲームから交渉戦略へのヒントを得る。四では問題解決型理論に属する「原則立脚型」交渉方法を紹介し、交渉

力強化のためのポイントをとりだして説明する。

二、交渉とは何か

(1) 話し合いと交渉はどう違うか

素人にとっては、交渉や示談というと、交通事故などによるものごとを想像しがちである。

日常的には、おおげさな交渉という言葉を用いるよりも、友好的な「話し合い」というほうが好まれるのである。しかし、法律家は、話せばわかるほど法的紛争が甘いものでないことをよく知っている。法的紛争においては、「あなたの言うことはよくわかった。しかし反対である」ということがしばしばある。わかりあうことは合意への第一歩であるが、わかることと同意することは別物なのである。

広辞苑第五版では、交渉を「相手を取り決めるために話し合うこと」と定義している。したが

つて、交渉は「何かを取り決め、合意する」という目的性がある。「話し合い」より強いことがわかる。もつとも、交渉のもうひとつ説明として「かけひき」という言葉があげられている。

「かけひき」は、「駆け引き上手」というように、日本ではあまりよいイメージを持たれない。法律家はまさに何かを取り決めるために話し合ったり、駆け引きをしたりするのが仕事であるから、よい法律家は悪しき隣人かもしれない。

つぎに、交渉について学ぶためのいくつかの前提条件を考えてみたい。

(2) 直感と経験だけでは十分ではない

多忙な法律家は、交渉をするときに自分の直感的な知識と経験に頼りがちになる。しかし、人はいくら経験をつんでも学習しないことが多い。意識的に努力しないと、なにもものも忘れず、なにものも学ばず（悪弊は捨て

られず、新しいことは学ばない）が常となる。経験を専門知識・専門技術（エクスパートiza expertise）の域にまで高めるためには、失敗から学び、交渉の一連の流れ（交渉過程またはプロセスという）を客観的に分析して理解できるようになることが肝要である。

とはいうものの、法律家が身につけてきた法律学の知識は、交渉過程の分析にも有益である。

(3) 資産の棚卸しで新しい知識を

では、交渉をひとつ的过程とらえて、全体像を把握し、意識的に運営（マネージ）することが行われている（注4）。しかし、複数の人間がある目的に向かって様々な行為をすることをひとつのプロセスとして運営するという発想は、何も新しいものではない。プロセス運営の理論と技術は、古来から訴訟手続において高度に発達してきたのである。したがって、法律家は

交渉過程の理論や運営の技術について、すでに知っているのである。しかしながら、交渉過程の枠組みや手続ルールは国家や裁判所が決めてくれるわけではなく。法律家がすでに学んでいたはずの訴訟手続に関する理論と技術を、実際の交渉という実践の中で応用して、その交渉に適した枠組みと進め方のルールを自分たちで決めなければならぬのである。

以上のようないふたつの訴訟手続に関する知識は、頭を柔軟にして発想方法を変えれば、交渉に応用することができる。もちろん、民法や商法などの実体法の知識が法的紛争には不可欠なのは言うまでもない。しかし、法律家の既存の思い込みや習性が交渉の妨げになることもしばしばある。すべての生活関係を即座に法律関係に翻訳できるのは高度な法律技術である。しかし、優れ

た法律家ほど、世の中あまねく法律関係だという法律至上主義（リーガリズム）の悪弊に陥りがちである。「思つてしたことと違うことを言つてしましました」といつたのに對して、それは心裡留保ですねとか錯誤でしようと返されたら、法律の素人は鼻白むのがおちであろう。もちろん、さすがですねと尊敬してくれる人もいるかもしれないが。

このように、交渉力を高めるためには、過去の経験や直感的な知識に頼るだけでは十分ではない。まずは思いこみを排して客観的に自分の知識や経験を評価してみることが大切である。

自分の持つている資産・資源の棚卸しによつて交渉者としての自分を再評価できれば、不要なものを処分し、足らないものを獲得する必要性が見えてくる。先になにものも忘れず、なにものも学ばずといつたのは、不良資産をそのまま抱え込んで新たに資金の調達もままならない状

態をいうのである。資産の棚卸をして、悪弊は捨て、新しい知識を取り入れていく柔軟さこそ、（リーガリズム）の悪弊に陥りがちである。「思つてしたことと違うことを言つてしましました」といつたのに對して、それは心裡留保ですねとか錯誤でしようと返されたら、法律の素人は鼻白むのがおちであろう。もちろん、さすがですねと尊敬してくれる人もいるかもしれないが。

このように、交渉力を高めるためには、過去の経験や直感的な知識に頼るだけでは十分ではない。まずは思いこみを排して客観的に自分の知識や経験を評価してみることが大切である。

交渉理論の代表は、対立・競争型理論と問題解決型理論である（注5）。

(1) 対立・競争型交渉理論

対立・競争型交渉理論は、つきのように考える。人間の行動は自己中心的な利己心に支配されている。そして、世の中の資源は有限だから、競争によつて分配されるしかない。つまり、

世界は、一方のプラス（利得）は他方のマイナス（損失）にならざるようなゼロ・サム・ゲーム（ゼロ和ゲーム）である。交渉（プロフェッショナル）に求められる資質といえよう。

三では、交渉力を高めるためのヒントを与えてくれる理論を、簡単に説明する。これらの理論は、今までに獲得した直感的知識は、今までに再生するのにも役立つであろう。

三．対立・競争型か 問題解決型か

交渉理論の代表は、対立・競争型理論と問題解決型理論である（注5）。

日本の訴訟制度は、二当事者対立主義を原則として採用している。二当事者対立構造の中では、原告が被告にたとえば一〇〇万円を請求すると、この主張の当否をめぐつて両者が論争（ディベート）し、裁判官が当否を決することになる。原告が勝訴すれば、原告は一〇〇万円を獲得するが、被告は一〇〇万円を失うことになる。訴訟は、

一方のプラス（一〇〇万円の利得）と他方のマイナス（一〇〇万円の損失）で、両方の和（サムでないゲーム（注6）や「ウイン・ウイン」のゲームに転換）は、ふたりの姉妹がケンカをして半分ずつに分けたが、本当は

世界は、一方のプラス（利得）円）だから、対立・競争型理論が前提とするゼロ・サム・ゲームの世界なのである。

(2) 問題解決型理論

これに対して、問題解決型理論はつぎのように考える。人間の行動は、賢明な利己心に支配されている。世の中の資源は有限であるが、人それぞれ好みは異なるから、お互いに必要な財貨を交換することで解決をはかることができる。たとえ人々が必要とするものが補完的関係にないとしても、当事者は交渉で全体の「パイ」を大きくすることができる。したがつて、問題解決型理論では、たとえゼロ・サム・ゲームの状況のようにもみえて、これをゼロ・

サムでないゲーム（注6）や「ウイン・ウイン」のゲームに転換することを目指すのである。たとえば、一つのオレンジをめぐつてふたりの姉妹がケンカをして半分ずつに分けたが、本当は

		囚人Bの戦略	
		黙秘	自白
囚人Aの戦略	黙秘	1年 1年	釈放 終身
	自白	終身 釈放	20年 20年

【表1】

一方は実が食べたくて他方はケイキを焼くのに皮が欲しかったという有名な例を考えればよい。

問題解決型理論の考え方によれば、紛争当事者は、取引交渉で見られる富の創造と資源の拡張の原則を紛争交渉に応用することが可能である。当事者は、共通の問題を解決する協力者だと考えるのである。つぎに、問題解決型理論が前提にするゼロ・サム・ゲームではない状況を、有名な「囚人のジレンマ」のゲ

ームでみてみることにしよう（注7）。

重大な犯罪に関与した容疑で、二人の被疑者が共犯者として検事の取調べを受けている。検事は重大な犯罪についての十分な証拠をつかんでいないが、軽い余罪でなら二人を起訴できる。二人は検事からつぎのように告げられている。

「おまえたちの選択は、黙秘ともに自白すれば懲役一年ですむのだが、自分が自白すれば釈放されるからである。つぎに、AはBが自白した場合には、自分も自白したほうがよい。なぜなら、Bが自白した場合にAが黙秘を続ければ、Bだけが釈放されてしまい、Aは終身刑を食らうだろうから、それよりも自白したほうがよいからである。Bについても以上と同じことがいえる。

このように、二人がそれぞれ別々に自己利益を目的として行動すれば、二人ともに自白することになるだろう。その結果、Aは、Bの戦略を予想して自分の方針を決定するだろう。まずAは、Bが黙秘すると予測するなら、自白したほうがよい。なぜなら、Bが黙秘の場合にAがともに黙秘すれば懲役一年ですむのだが、自分が自白すれば釈放されるからである。つぎに、AはBが自白した場合には、自分が自白したほうがよい。なぜなら、Bが自白した場合にAが黙秘を続ければ、Bだけが釈放されてしまい、Aは終身刑を食らうだろうから、それよりも自白したほうがよいからである。Bについても以上と同じことがいえる。

(3) ゲームの教訓

【表1】のような内容の「囚人のジレンマ」ゲームは、プレイヤーが二人で一回だけのゲームで限られた条件のもとで生じるケースであるが、交渉における意思決定について、重要なヒントを与えてくれる（注8）。

第一に、情報と意思疎通（コミュニケーション）の大切さである。第二に、人は相手がどう出

は、AとBがとろうとする行動計画のことである。

AはBの戦略を予想して自分の方針を決定するだろう。まずAは、Bが黙秘すると予測するなら、自白したほうがよい。なぜなら、Bが黙秘の場合にAがともに黙秘すれば懲役一年ですむのだが、自分が自白すれば釈放されるからである。つぎに、AはBが自白した場合には、自分が自白したほうがよい。なぜなら、Bが自白した場合にAが黙秘を続ければ、Bだけが釈放されてしまい、Aは終身刑を食らうだろうから、それよりも自白したほうがよいからである。Bについても以上と同じことがいえる。

このように、二人がそれぞれ別々に自己利益を目的として行動すれば、二人ともに自白することになるだろう。その結果、Aは、Bの戦略を予想して自分の方針を決定するだろう。まずAは、Bが黙秘すると予測するなら、自白したほうがよい。なぜなら、Bが黙秘の場合にAがともに黙秘すれば懲役一年ですむのだが、自分が自白すれば釈放されるからである。つぎに、AはBが自白した場合には、自分が自白したほうがよい。なぜなら、Bが自白した場合にAが黙秘を続ければ、Bだけが釈放されてしまい、Aは終身刑を食らうだろうから、それよりも自白したほうがよいからである。Bについても以上と同じことがいえる。

		協調		裏切り	
		協調	裏切り	協調	裏切り
協調	協調	3	0	5	1
	裏切り	5	0	1	3

【表2】

るかを予測しながら自分の行動を決める（戦略的な意思決定をする）ということである。

現実の世界では、一期一会の交渉というようなことはなく、交渉は継続的に行われる。実際に、囚人のジレンマの状況が同じ二人の間で繰り返される可能性は少ないだろう（注9）。

これに対して、【表1】の黙秘を協調とし、自白を裏切りとし、懲役一年、釈放、終身刑、懲役二〇年というかわりに、両方が

協調したら三点、自分が裏切つたら五点、相手は裏切られて〇点、両方とも裏切つたら一点を与える【表2】のようなゲームである。

アクセルロッドという学者は、【表2】のような「囚人のジレンマ」ゲームを何回も繰り返すことにして、世界中から戦略プログラムを募集して利得の点数を競わせた（注10）。

この競技大会は一回行われたが、どちらも優勝したのは「しつべ返し」（注11）。戦略であつた。しつべ返し戦略は、最初の一手は協調、それ以降の手は相手の手をまねするだけというき

かみで単純なプログラムであつた。この戦略に従えば、一回目にAが協調してBに裏切られる（Aが先攻の場合でも後攻の場合でも、Aの最初の一手は協調である）、二回目はたとえBが協調してきてもAは一回目のBの行動をまねして裏切るので

Bの行動をまねするだけだから、決して自分が先に裏切ることはない。

アクセルロッドによれば、一回目において「しつべ返し」戦略はつぎのような性質を持つて

いるから成功したといわれる。

決して自分からは裏切らないこと（上品さ）、相手が裏切つた（上品さ）、相手が裏切つた

こと（心の広さ）。

第二回大会の参加者は、「しつべ返し」戦略の上品で心の広い性格を計算に入れた新しいプログラ

ムで臨んだにもかかわらず、

新しいプログラムが「しつべ返し」戦略に勝てなかつたのであ

る。アクセルロッドは「しつべ返し」の強さの秘訣をつぎのよ

うにまとめる。自分からは裏切

らない上品さは無用のトラブル

を示している。その強さの秘訣

は、「上品さ」、毅然たる態度、

「心の広さ」、そして「わかり

やすさ」であった。

日本でも有名な「ハーバード

流交渉術」は、四でみると、

人の利益は対立ではなく補完関係にある点、交渉者を共通の問題の解決者と考える点で問題解

決して自分が裏切ることはない。

一度見分けがついたら、「しつべ返し」からは搾取できないこと（心の広さ）。

アクセルロッドによれば、一回目において「しつべ返し」戦略はつぎのような性質を持つているから成功したといわれる。

決して自分からは裏切らないこと（上品さ）、相手が裏切つたこと（心の広さ）。

以上のように、「囚人のジレンマ」ゲームは、交渉についても協調すること（心の広さ）。

第二回大会の参加者は、「しつべ返し」戦略の上品で心の広い性格を計算に入れた新しいプログラムで臨んだにもかかわらず、新しいプログラムが「しつべ返し」戦略に勝てなかつたのである。アクセルロッドは「しつべ返し」の強さの秘訣をつぎのようまとめる。自分からは裏切らない上品さは無用のトラブルを示している。その強さの秘訣は、「上品さ」、毅然たる態度、「心の広さ」、そして「わかりやすさ」であった。

日本でも有名な「ハーバード流交渉術」は、四でみると、人の利益は対立ではなく補完関係にある点、交渉者を共通の問題の解決者と考える点で問題解

決型理論の特徴を備えている。さらに意外なことに、「ハーバード流交渉術」を分析すれば、原則立脚型交渉が「しつペ返し」戦略の上品なしたたかさとわかりやすさを備えていることわかるだろう。

四. ハーバード流交渉方法と交渉力

(1) ソフト型かハード型か
われわれは経験や直感から、世の中の交渉スタイルを「ソフト」と「ハード」または「協力的」と「競争的」という対立図式でとらえてしまう。実際、米国での弁護士に對して行われたある調査では、あなたは「友好的で協力的」な交渉者か「タフで競争的」な交渉者かがアンケートされている。しかしながら、調査結果は、効果的な不ゴシックターは両方を使い分けているというものであつた(注12)。

『ハーバード流交渉術』(後

掲A-2「序文」によれば、人はソフト(協力的)な交渉者であるべきかハード(競争的)な交渉者であるべきかで、つぎのようなジレンマに悩んでいる。ソフトな交渉者は人間的な衝突を避けたいので、合意に至るために簡単に譲歩してしまう。その結果かえつて搾取されつらい思いをする。これに対しても、ハードな交渉者は、どんな状況でも相手よりより極端な立場をとつてできるだけ長く我慢した方が有利になると思つて、意志の強さを競う。その結果、勝ちたいと思うのに相手方から同様のハードな反応を引き出してしまう、自分自身も自分の資源も消耗して相手方との関係も損なってしまう。そのほかのよく見られる交渉戦略も、ソフトとハードの間にあるとみることができる、いずれも要求貫徹が可能である。

掲A-2「序文」によれば、原則立脚型交渉では、交渉と交渉者にれば原則立脚型交渉は理論ではなく、実践的な方法であり戦略(注17)である(後掲A-2「序文」)(注18)。

次頁【表3】は、従来の立場駆け引き型方法論と比較した原則立脚型方法の特徴をあらわしている。その中心をなすのはつぎの四つのポイントである。1「人と問題を分離する」、2「立

に対するフィシヤー・ユーリーの回答が、第三の道としての「原則立脚型交渉」であった。交渉や裁判外紛争処理(ADR)に関する米国の教科書で、フィッシュヤーとユーリーの『ハーバード流交渉術』にふれないものはない(注13)。「原則立脚型交渉」は、米国のハーバード・ロー・スクールで開発され、その授業(注14)や研究教育プログラム(注15)で用いられている。原則立脚型交渉の方法は、三でみた問題解決型理論に合致したものだといわれている(注16)。しかし、著者達にいわせば原則立脚型交渉は理論ではなく、実践的な方法であり戦略(注17)である(後掲A-2「序文」)(注18)。

【表3】によれば、原則立脚型交渉方法は、交渉と交渉者について、「参加者は問題の解決者である」、「目標は効果的かつ友好裏に賢明な結果をもたらすこと」という見方をしている。このような交渉観は問題解決型理論と共通している。これに対しても、ハード型の基本姿勢は「参加者は敵対者である」、「目的は勝利である」であるから、三でみた対立・競争型と共通してい

【表3】ソフトかハードか

問題	正解
立場駆け引き交渉 どちらのゲームをプレイするか	ゲームを変えよう 一実質を交渉せよー
ソフト型	原則立脚型（正解）
○参加者は友人である ○目的は合意にある	○参加者は敵対者である ○目的は勝利にある
○友好を深めるために譲歩する ○人に対しても問題に対してもやさしくあたる ○相手を信頼する ○自分の立場を簡単に変える ○提案する ○最低線を明かす ○和解を成立させるためには一方的に不利な条件をも受容す ○答えはただ一つ相手が受け入れるものを探す ○合意に固執する ○意志のぶつかり合いを避けようとする ○圧力を屈する	○友好関係の条件として譲歩を迫る ○問題に対しても人に対しても強硬にあたる ○相手を疑う ○自分の立場は変えない ○脅かす ○最低線を隠して誤信させる ○和解の対価として一方的に有利な利益を強要する ○答えはただ一つ自分が受け入れられるものを探す ○自分の立場に固執する ○意志をぶつけ合って勝とうとする ○圧力をかける

『新版ハーバード流交渉術』(TBSブリタニカ、版権：阪急コミュニケーションズ) 20頁より作成

してはならない。

第一に、「対立・競争型理論」イコール「ハード型交渉方法」

ではない。なるほど交渉観や交渉スタイルに着目すれば共通点があるが、「対立・競争型理論」

はゼロ・サムの世界観を前提とするという意味では、ソフト型

交渉方法とも共通点がある。フ

ィシヤーとユーリーは、「ハー

ド型」交渉戦略と「ソフト型」

交渉戦略とを対照して「どちら

をとるか」を問うて、「どちら

でもない」と答える(後掲A-2

二一六頁)。なぜなら、ソフト

型／ハード型はともに「立場駆

引型」であり、対立・競争

型と同じゼロ・サムの世界観を

前提としているからである。

第二に、原則立脚型交渉方法は、「問題解決型理論」とは同じではない。まず、原則立脚型交渉方法は理論ではなく(注19)、
【表3】の四つのポイントのように、具体的にこうすべきだ

いう処方あるいはガイドライン

からなりたっているからである。

つぎに、フィッシュナーとユーリー

一は、自分たちの方法論はソフト

トでもハードでもなく、ソフト

とハードの両方を含んでいると

いうからである(後掲A-2「序

文」)。

以上にもかかわらず、原則立

脚型交渉方法は、つぎの点で問

題解決型理論の特徴を持つてい

る。すなわち、問題解決型理論

は、ゼロ・サムの状況(三)(2)の

オレンジをとるかとられるか)

を無視するのではなく、交渉に

よつてゼロ・サムではない状況

(半分ずつ分けるか、姉は中身、妹は皮というように、本当に欲

しい部分をとる)に転換できる

と考えているからである。

このような考え方は、ハード

な交渉を旨とする弁護士からし

ばしば「非現実的」な交渉論だ

として厳しく批判される。たと

えばハードな交渉論の論客とし

て著名な米国のある弁護士(注

20)は、「ハーバード流交渉術」

を批判してつぎのようにいいう（注21）。世の中には最終的にハード・バーゲニングになると得ないゼロ・サム的な状況（「わたしに一個はあなたにはマイナス一個」）があるのに、上手な交渉者ならすべての交渉を問題解決型に転換することによって伝統的な交渉理論がいう困難な配分の問題を回避できるかのように主張するのは、「ナイーブ」である。現実をねじ曲げている。これに対して、フィシャーはつぎのように答える。

学生に真実を教える、つまり典型的に用いられる交渉の仕方を含めた現実の厳しさを教えるのも一つの仕事である。しかし、私は彼らにその父親よりもうまく交渉してもらいたいと思っている。したがつて、その人の感情および心理的状態だけではなく、他の人がいかに振る舞うだろうかということをも考えに入れた可能な最善の規範的なアドバイ

スを与えてやる」といふ、自分の仕事だと思つてゐる（注22）。

『ハーバード流交渉術』に対する上の批判はさらに続けて、一方のプラスが他方のマイナスになる状況では、客観的基準ではなく当事者の相対的な力が結果を決めるものだという。別の実務家も、労使交渉を例に、交

渉は論理と議論だけで決まるのではなく、多くのダメージを与えた方が勝利する「力の闘争」であり、客観的基準とは関係ないという（注23）。では、原則立脚型交渉法では、交渉における力の問題に対してどのように対策を用意しているのだろうか。

BATNA（Best Alternative to a Negotiated Agreement）とは、交渉による合意が成立しなかつた場合の最善の代替策である。BATNAは不調時対策案とも呼ばれるが、最低受忍限度（ボトムライン）とは区別すべきである。最低受忍限度は交渉における最低水準のこと（一四〇万円でないと絶対買わない）である。BATNAは現在の交渉以外での最善の代替案（一四〇万円を超えるなら、別の人と交渉する）である。たとえば、交渉を打ち切つて訴訟するというのも、それが可能でありベスト

④客観的基準を使うことにこだわることである。しかし、もうひとつ、交渉に関する重要な概念を忘れてはならない。それは、ファイシャーとユーリーーが「相手方の交渉力が勝つているとき」の対策として示した「BATNA」という考え方である（後掲A-2、III-6、一四七頁以下）。
a Negotiated Agreement とは、交渉による合意が成立しなかつた場合の最善の代替策である。BATNAは、交渉は、一方では不利な条件を承諾相手から提案される合意案を評価する基準である。BATNAは、一方では不利な条件を承諾してしまうことから守つてくれるのである（後掲A-2、一五二頁）。

以上のよう、BATNA（不調時対策案）はボトムラインほど単純ではない。したがつて、交渉で合意できないとすればどんな代替案があるかという様々な可能性を考える必要がある。つまり、さまざまな代替案を考へて、比較して、最後に最善策を選択するという「BATNAの開発」が必要なのである。さ

ならば、BATNAである。

源の用い方を区別して考へること

くなりたい人はどうして練習しないのかと問う。

参考。

が必要なこと、(4)交渉の資源を有効に用いるためには、具体的な戦略が重要なことを述べた。

最後に、交渉力を高めるため、だれでもが強調するのが、準備の大切さである。そういうものの、なかなかうまく準備できないのが通常である。フィンヤーは、この原因として経験から学ばないことをあげる(注33)。そして、交渉の度に反省することを勧める。もう一つの原因是、練習をしないことだという。大きな交渉の時だけ準備したのは、交渉力は向上しない。そこで、機会を捉えてよりよい準備をする練習をすることを勧める。

それでも、一人で準備して一人で考えこんでしまう人がいるので、そういう場合には友達や同僚を誘つて練習すればよいといふ。

ハーバード流交渉術の著者達は、スポーツがうまくなりたい人は練習するのに、交渉がうま

ないのかと問う。Learn from doing (やつてみて学ぼう) というわけである(後掲A-221)

二二頁以下)。日本においても、未来に向けて交渉に強い人材を育てるために、他流試合のためにプロジェクトが効果をあげ始めている(注34)。この試みによつても、交渉力は練習によつて向上するものだということが示されているのである。

(注1) グロンデン弁護士は、ビジネスでも交渉の実務教育訓練をする余裕がなくなってきたので、法科大学院や法学部を主張する。知原信良、大澤恒夫、河村幹夫、ロバート・グロンデン、野村美明「プロフェッショナルのための交渉教育普及戦略」日本法社会学会110回会議ミニシンポより」NBL七七一号10-13四頁二〇〇三年一〇月号、二九頁以下

(注2) アメリカ法曹協会(ABA)が一九九二年に公表した

報告書『法学教育と職業的発展—継続的教育』は、すべての弁護士が備えるべき10項目の技

能の一つとして交渉技術をあげる。交渉関連能力としては、コ

ミュニケーション技法や訴訟およびADRの知識もあげられて

いる。加藤新太郎編『リーガル

七一八頁「加藤」(弘文堂、二〇〇二年) 参照。

(注3) 交渉の理論について正確に、詳細に学びたい人のため

(有斐閣、一九九六年) 二二頁

に、補足や外国文献を含む注を付けた。通常は読み飛ばしていい

および Robert Schenk のウェブ

ただいて結構である。本文の論述の根拠となる特に重要な文献

<http://ingrimayne.saintjoe.edu/econ/> を参考にした。

文献として最後に掲げておいた。

(注4) 茅野みづる「実務の中での交渉力」一橋ビジネスレビュ一〇一〇〇三月号、四頁以下参考。

(注5) ゲーム理論は、複数の行動主体が存在し、それぞれ一定の目的の実現を目指して相互に依存し合つて いるような状況

(ゲーム的状況) を分析対象と

(注6) 以下の説明は、John

Murray, Alan Rau & Edward

Sherman, Process of Dispute

Resolution : The Role of Law-

yers (2 ed., 1996) の説明と資料として収録された交渉理論に

関する代表的な文献に依拠している。多くの代表的な文献の要旨と解説が後掲B法交渉学入門に掲載されている。

(注7) 当事者双方が部分的には対立する状況を、ゲーム理論では

非ゼロ和ゲーム(non-zero sum game) といふ。

(注8) 岡田章『ゲーム理論』

(有斐閣、一九九六年) 二二頁

サムネイル Cyber Economics <<http://ingrimayne.saintjoe.edu/econ/>>

参考にした。

(注9) ゲーム理論は、複数の

行動主体が存在し、それぞれ

一定の目的の実現を目指して相互に依存し合つて いるような状況

(ゲーム的状況) を分析対象と

す。²⁰ 岡田前掲（注7）11頁参照。交渉もゲーム的状況といえ
るから、ゲーム理論の恰好の分析対象となつてゐる。法的紛争の交渉に應用する試みとして、太田勝造「法律学のための『ゲームの理論』の基礎」法交渉学後掲B二四九頁以下がある。

（注9） せわらかが仮釈放のない終身刑になつたら、「無期懲役」のもの途中で出でてしまふ。

（注10） R・アクセルロッド（Axelrod）著、松田裕之訳「つかあの方の科学」（ハーベルヴァー書房、一九九八年）参照。

（注11） 英語ではtit-for-tat strategyといへ。やがて「あらねだらめの返せ」である。

（注12） Gerald R.Williams,Legal Negotiation and Settlement 24-25,41-42,49 (1983)。

（注13） いの書物は日本でもぐくスレヤハーミなつたが、アメリカにおいては、いの書物によつて交渉に対する社会的評価が格

照。交渉もゲーム的状況といえ
るから、ゲーム理論の恰好の分
析対象となつてゐる。法的紛争
の交渉に應用する試みとして、
太田勝造「法律学のための『ゲ
ームの理論』の基礎」法交渉学
後掲B二四九頁以下がある。

（注9） せわらかが仮釈放のな
い終身刑になつたら、「無期懲
役」のもの途中で出でてしまふ。

（注10） R・アクセルロッド（Axelrod）著、松田裕之訳「つかあの方の科学」（ハーベルヴァー書房、一九九八年）参照。

（注11） 英語ではtit-for-tat stra
tegyといへ。やがて「あらねだら
めの返せ」である。

（注12） Gerald R.Williams,Legal Negotiation and Settlement 24-

Years Later”を参照。野村美明
「トマソカにおける裁判外の紛
争処理」北大法学論集四11巻四
号106五頁以下、107111-11076頁
（1991年）参照。

（注14） 野村美明「訴訟社会」
交渉技術——ハーヴィード大学に
おける実践教育について」阪大
法学140号1111五頁以下（一
九八六年）参照。Mnookinが卒
業した一九六八年には、ロース
クールには交渉の授業がなく、
経済学、心理学や決定理論はロ
ースクールのカリキュラムでも、
法律学においてもほとんど使わ
れてこなかつたわけだ。時代が
変わつたといへ。Christopher
Reed, "Peacemakers," Harvard

段に高まつたいのね。²¹ Dispute Resolution Forum, May 1987の特集中“Getting to Yes, Six Years Later”を参照。野村美明
「トマソカにおける裁判外の紛
争処理」北大法学論集四11巻四
号106五頁以下、107111-11076頁
（1991年）参照。

（注14） 野村美明「訴訟社会」
交渉技術——ハーヴィード大学に
おける実践教育について」阪大
法学140号1111五頁以下（一
九八六年）参照。Mnookinが卒
業した一九六八年には、ロース
クールには交渉の授業がなく、
経済学、心理学や決定理論はロ
ースクールのカリキュラムでも、
法律学においてもほとんど使わ
れてこなかつたわけだ。時代が
変わつたといへ。Christopher
Reed, "Peacemakers," Harvard

（注15） ハーバード大学の組織が、交渉に関する研究・教育および広報活動に特集号“Getting to Yes, Six Years Later”を参考。野村美明
「トマソカにおける裁判外の紛
争処理」北大法学論集四11巻四
号106五頁以下、107111-11076頁
（1991年）参照。責任者のRobert H. Mnookinは、和解交渉に對
する法律の影響力を論じた
“Bargaining in the Shadow of the Law: The Case of Divorce,”
88 Yale Law Journal 1950 (1979)
の執筆者として著名であり、I
BM・富士通の仲裁手続きにも
関与した。シジネスマンや法律
実務家向けに交渉ワークショップ
の開催や、交渉教材の開発・
公表などOZの重要な役目であ
る。The Program on Negotiation
(PON) のホームページ参照。
<<http://www.pon.harvard.edu/main/home/index.php>>

（注16） Muray前掲（注15）1
117頁参照。

（注17） 交渉理論における戦略
は行動計画の意味であつた
いに注意。II(2), (3) 参照。

（注18） Muray前掲（注15）1
115頁によれば、法律家は交渉
に関する「理論」、「戦略」およ
び「スタイル」を区別しないで
用いるといふ。「理論」とは、
ある状況の性質ある状況にお
ける行為を分析し、理解し、予
測するためのものであり、仮説
や受け入れられた原理および手
続ルールのシステムである。こ
れに対して、「戦略」とは、交
渉者が目の前にあるプロジェクト
を実施するためにどのように
行動すべきかを計画するもので
ある。「スタイル」とは、戦略
のため交渉者が個人的に
どのような行動をするかといふ、
個的な行動パターンのことを
指す。ファッシャーとヨーリー
のハーデ型、ソフト型といふの
は交渉スタイルであり、原則立
脚型方法は具体的な交渉に關す
る戦略と、より問題解決
型の交渉をするための一般的な
ガイドラインの体系といつべき
である。以下では著者達の用語
法を尊重して説明する。

（注19） 「理論」の定義は前掲

(注19) 参照。

Yes 9-12 (1988).

(注20) 一九七七年に出版された

(注20) 岡田前掲 (注7) 10

ガイドラインは、ソフト型の人間関係のための協調や協力とは異なり、毅然とした態度をとるに至る。

B 法交渉実務研究会 小島武

た Harry Edwards&James J. White, The Lawyer as a Negotiator の著者の一人でもある。

(注21) James J. White, "Essay Review: The Pros and Cons of Getting to Yes," 34 Journal of Legal Education 115-117, 119-122 (1984).

(注22) ロバートの著「書評」(注21)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

C 豊田前掲 (注24) 参照。

(注23) 豊田前掲 (注24) 参照。

(注24) 自分が特定の選択肢に「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

(注25) 戦略の例については、豊田前掲 (注24) 参照。

D 野村美明・茅野みづる・柏木昇・豊田愛祥「法律家のための交渉力入門」日本弁護士連合会編『平成15年版日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題』近刊 (1100四年) 所収。

(注26) Roger Fisher & Scott Brown, Getting Together: Building A Relationship That Gets to

(注27) 「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

(注28) ロバート・サンダース、ジョン・エリック・サンダース著「藤田忠雄訳『交渉学教科書 今を生きる術』(文眞堂、一九九八年)。

E 野村美明・茅野みづる・柏木昇・豊田愛祥「法律家のための交渉力入門」日本弁護士連合会編『平成15年版日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題』近刊 (1100四年) 所収。

(注29) [表1] の正解欄1「人間問題を分離する」における

(注30) [表1] の正解欄1「人間問題を分離する」における「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

F 野村美明・茅野みづる・柏木昇・豊田愛祥「法律家のための交渉力入門」日本弁護士連合会編『平成15年版日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題』近刊 (1100四年) 所収。

(注31) [表1] の正解欄1「人間問題を分離する」における「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

(注32) [表1] の正解欄1「人間問題を分離する」における「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

G 野村美明・茅野みづる・柏木昇・豊田愛祥「法律家のための交渉力入門」日本弁護士連合会編『平成15年版日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題』近刊 (1100四年) 所収。

H 野村美明・茅野みづる・柏木昇・豊田愛祥「法律家のための交渉力入門」日本弁護士連合会編『平成15年版日弁連研究叢書 現代法律実務の諸問題』近刊 (1100四年) 所収。

(注33) 豊田愛祥「弁護士の交渉術」後掲文庫に参照。

(注34) [表1] の正解欄1「人間問題を分離する」における「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

(注35) [表1] の正解欄1「人間問題を分離する」における「シムメント」(注24)を相手に明確に「シムメント」(注24)を述べる。

I 金山宣夫・浅井和子訳『新版ハーバード流交渉術』(T